

全印工連CSR認定委員会規程

平成24年11月15日制定

平成26年11月19日改定

全日本印刷工業組合連合会

第1条 本規程は、全印工連CSR認定規程（以下「認定規程」という。）第6条第1項に基づき設置する全印工連CSR認定委員会（以下「認定委員会」という。）について定める。

第2条 認定委員会の委員構成は5～20名以内（全印工連CSR推進専門委員会委員4名以内、外部の有識者等16名以内）とし、会長が委嘱を行う。

第3条 認定委員会内に委員長を置く。
2. 委員長は互選により選出する。

第4条 認定委員会は、適宜開催することとし、委員長が招集する。

第5条 認定委員会は、認定規程第7条6項並びに第17条2項について審議を行う。

第6条 認定委員会委員に対し、認定委員会開催時に所定の委員手当と委員交通費を支給するものとする。支給額は別途定める。
2. 前項は、全印工連CSR推進専門委員会委員には適用せず、外部の有識者等のみ適用する。

第7条 認定委員会委員の任期は2年とする。
2. 補欠または増員により就任した委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

第8条 本規程の改定は、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成26年11月19日より実施する。